2　基本指針の策定（第二条関係）

内閣総理大臣は、火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めねばならないこととし、基本指針には、活動火山対策の推進に関する基本的な事項並びに火山災害警戒地域、避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域の指定並びに避難施設緊急整備計画及び防災営農施設整備計画等の作成の指針となるべき事項等を定めることとした。

3　警戒避難体制の整備等（第三条～第一一条関係）

㈠　火山災害警戒地域

内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合に住民、登山者その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することができることとした。

㈡　火山防災協議会

警戒地域の指定があったときは、警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織することとし、火山防災協議会は、都道府県知事及び市町村長、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防、火山専門家等から構成すること等とした。

㈢　都道府県地域防災計画に定めるべき事項等

都道府県地域防災会議は、警戒地域の指定があったときは、都道府県地域防災計画において、次に掲げる事項について定めなければならないこととし、これらの事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならないこととした。

(1)　火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達等に関する事項

(2)　市町村防災会議等が㈣(2)及び(3)に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項

(3)　避難及び救助に関し広域的な見地から行う調整に関する事項

(4)　その他警戒避難体制に関する事項

㈣　市町村地域防災計画に定めるべき事項等

市町村地域防災会議は、警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、次に掲げる事項について定めなければならないこととするとともに、(5)に掲げる事項を市町村地域防災計画に定めるときは、市町村地域防災計画において、これらの施設の所有者等への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならないこととし、これらの事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならないこととした。

(1)　㈢(1)に掲げる事項

(2)　避難のための措置について市町村長が行う通報及び警報に関する事項

(3)　避難場所及び避難経路に関する事項

(4)　市町村長が行う避難訓練の実施に関する事項

(5)　不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地

(6)　救助に関する事項

(7)　その他警戒避難体制に関する事項

㈤　住民等に対する周知のための措置

警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法等の警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じなければならないこととした。

㈥　避難確保計画の作成等

市町村地域防災計画に名称等を定められた㈣(5)の施設の所有者等は、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成しなければならないこととするとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を行わなければならない等とした。

㈦　登山者等に関する情報の把握等

地方公共団体は、登山者等に関する情報の把握に努めなければならないこととし、登山者等は、火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めることとした。

4　火山現象の研究観測体制の整備等（第三〇条関係）

国及び地方公共団体が火山現象の研究及び観測のために努めるべき事項に、研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識等を有する人材の育成及び確保を加えることとした。

5　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（法律第五三号）（国土交通省）

1　目的

この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。（第二条関係）

㈠　エネルギー消費性能　建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（建築物に設ける建築設備において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。

㈡　建築物エネルギー消費性能基準　建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準をいう。

3　基本方針

国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針を定め、これを公表しなければならないこととした。（第三条関係）

4　建築主が講ずべき措置

㈠　特定建築物の建築主の基準適合義務等

(1)　建築主は、特定建築行為（特定建築物（非住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築若しくは改築又は特定建築物以外の建築物の増築（一定の条件を満たすものとして政令で定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物（非住宅部分に限る。）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないこととし、これを建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなすこととした。（第一一条関係）

(2)　建築主は、特定建築行為をしようとするときは、エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を提出して、当該計画（非住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの所管行政庁の判定を受けなければならないこととした。（第一二条関係）

㈡　一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置

建築主は、特定建築物以外の建築物の一定規模以上の新築等をしようとするときは、その工事に着手する日の二一日前までに、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならないこととした。（第一九条関係）